平成２６年（フ）第４４２号
横浜市保土ケ谷区桜ケ丘１丁目12番22号
カーサプリマ102
債務者　四方　宏昌
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野　正男
4　破産債権の届出期間　平成26年７月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月16日午後２時20分
6　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第８５０号
横浜市保土ケ谷区岩崎町27番３―327号
債務者　清水佐和子（旧姓四方）
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野　正男
4　破産債権の届出期間　平成26年７月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月16日午後２時20分
6　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１９号
広島県福山市寺町15番９号
債務者　坪井　利暢
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成田　　学
4　破産債権の届出期間　平成26年７月25日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月19日午後２時15分
6　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１３５号
群馬県渋川市北橘町八崎506番地４
債務者　黒須　　正
1　決定年月日時　平成26年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永島　隆明
4　破産債権の届出期間　平成26年８月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月16日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年９月15日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１３６号
群馬県渋川市北橘町八崎506番地４
債務者　黒須　幸江
1　決定年月日時　平成26年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　永島　隆明
4　破産債権の届出期間　平成26年８月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月16日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年９月15日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２６２号
千葉県鎌ケ谷市南初富３丁目13番18号
債務者　兒玉　　潔
1　決定年月日時　平成26年６月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　勝之
4　破産債権の届出期間　平成26年７月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年９月22日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成26年９月19日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第９４号
群馬県前橋市鶴光路町262番地１
債務者　井田　俊司
1　決定年月日時　平成26年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金井　勇樹
4　破産債権の届出期間　平成26年８月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成26年10月６日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成26年10月３日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２４号
鳥取県東伯郡琴浦町大字下伊勢409番地３
債務者　山本　勇治
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾西　正人
4　破産債権の届出期間　平成26年７月16日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月８日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年８月６日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（フ）第１９号
兵庫県佐用郡佐用町佐用193番地、従前の住所兵庫県姫路市青山１丁目27番29号
債務者　下野　　司
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　礒野　　元
4　破産債権の届出期間　平成26年７月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月５日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第１２２号
和歌山市北島93番地　水原マンションⅡ203号室
債務者　創作ダイニングほんのり屋こと　柴田　宗義
1　決定年月日時　平成26年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　畑　　純一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月18日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成26年８月４日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第７４号
群馬県太田市内ケ島町1312番地20
債務者　須永　政雄
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小暮　俊子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月18日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月７日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第１４９号
函館市宝来町１番４号
債務者　河合　久英
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　元章
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年８月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第６０号
群馬県館林市足次町1153番地の５　レオパレスエトワール鈴木―107、前住所東京都大田区蒲田５丁目８番２―202号
債務者　青木　　司
1　決定年月日時　平成26年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上野　俊夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月11日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２６年（フ）第１０５号
神奈川県秦野市東田原452番地の６　アリエスⅠ101号、前住所神奈川県伊勢原市西富岡1072番地の８
債務者　三嶋　文孝
1　決定年月日時　平成26年６月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川　浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年10月８日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成26年８月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２７７号
宮城県黒川郡富谷町成田６丁目４番地５
債務者　初田　悟史
1　決定年月日時　平成26年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　篠塚　功照
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年９月29日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成26年８月11日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係